

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(解除等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。

- 一 乙が契約に違反したとき。
- 二 乙の委託業務の実施が不相当と甲が認めたとき。
- 三 乙がこの契約書を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

(個人情報の取扱)

第12条 乙は、この契約による事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第3条第5項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、速やかに甲に報告することとし、また乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 能代市盤若町3の1

秋田県立能代工業高等学校長 荒川正明

乙

別紙 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の業務の実施にあたっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認あるときを除き、この契約の業務を処理する為に甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取り扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務の従事者に対して、次の事項を周知するものとする。

- (1) 在職中及び退職後において当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用してはならないこと
- (2) (1) に違反した場合は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138条）第52条、第53条又は第57条の規定により処罰されることがあること
- (3) その他当該事務に係る個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。